

10月は里親月間です 子ども達は暖かい里親を求めています

子どもが健やかに成長するためにはたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活できない子ども達があります。里親制度は、このような子ども達を家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく、児童福祉法によって定められている制度です。

～里親になるには～

- 特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。
- ①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること。
 - ②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること。
 - ③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること。(親族里親は除く)
 - ④禁錮以上の刑を執行中または執行猶予期間中ではないこと、など
- 里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

問合せ先
里親の申込について
福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥)
☎22 2 1 6
賀茂児童相談所 ☎24 2 0 3 8
里親制度について
県子ども家庭課 ☎054-221-2922
賀茂児童相談所 ☎24 2 0 3 8



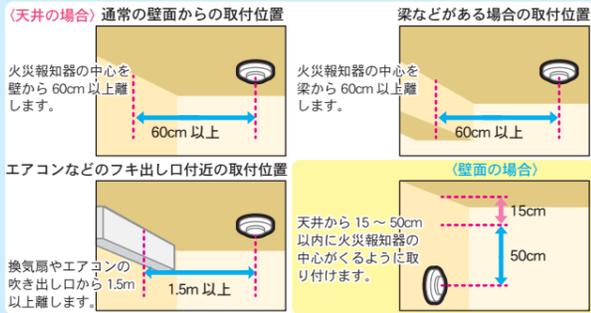
～まだ設置されていない方へ～ 住宅用火災警報器の設置は義務です！

消防法改正により、すべての一般住宅に設置することが義務づけられています。

下田消防本部管内においても、今一層の設置率の向上が望まれており、今後、世帯調査も計画しておりますので、この機会にぜひ設置してください。
(全国平均 81.0%、静岡県平均 76.5%：平成 27 年 6 月現在)

住宅用火災警報器の 設置場所・取付位置・警報器の種類

- 寝室として使用する部屋
 - 寝室が2階以上にある場合は、その階の階段
- ※寝室及び階段には煙を感知するタイプの警報器の設置が必要です。市販されている感知器はほとんどのものが電池式のタイプで簡単に設置することができます。



※設置義務化から10年が経とうとしています。電池切れ等で火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換してください。また、取り付け方が分からない等、設置にお困りの場合は下記までお問い合わせください。

問合せ先 下田消防本部予防課 ☎22 1 8 4 9

～平成 27 年度市政懇話会日程表～

月 日	会 場
10月 7日(水)	市民文化会館
10月 8日(木)	稲生沢公民館
10月13日(火)	基幹集落センター
10月19日(月)	下田市役所
10月20日(火)	加増野ポーレポーレ
10月26日(月)	須原区民会館
10月27日(火)	朝日公民館
10月30日(金)	大賀茂区公会堂
11月 5日(木)	田牛区集会場
11月11日(水)	須崎漁民会館
11月12日(木)	柿崎公民館
11月16日(月)	外浦区集会場
11月18日(水)	白浜公民館
11月20日(金)	白浜小学校体育館
11月24日(火)	旧板戸公民館

皆さまのご参加をお待ちしております。予約、申込は不要ですので直接会場にお越しください。
市参加者 市長、副市長、教育長及び関係課長
内容 ①市政について
②新庁舎について
③その他
開催時間 19時～20時30分
問合せ先 総務課秘書広報係 ☎22 2 1 1

平成 27 年度市政懇話会 市長と創ろう 「快国」のまち



皆さまのご意見を
お聞かせください
本年度も地域に密着した懇話会とするため、市内15か所(左記表参照)において開催いたします。
楠山市長の市政に対する思いや政策、方針などをお伝えさせていただくとともに、地域に根ざした皆さまのお考えやご意見をお聞かせいただき、市政に反映させたいと考えております。



メディカル通信



在宅医療介護連携 推進協議会について

地域医療連携室 木村健吾

去る9月9日、下田文化会館で「この地域の医療と介護をどうするか」あなたを支える！医療と介護のネットワーク」のシンポジウムが開催されました。570名もの地域の方が参加され、関心の高さが伺えます。
下田市と南伊豆町では、平成26年4月から在宅医療と在宅介護の推進に向けた取組を下田メディカルセンターが基幹病院となって行政、医療、介護、障害、保健等23施設33名の委員の方と協議を進めて参りました。

昨年度は在宅医療介護の推進に向けた問題点・課題の抽出を行い、本年度からはその課題解決に向けた取組を進めております。
具体的には、入院を機に身体機能が低下された方や癌などの病気を発症され余命が限られた方が、住みなれた地域、自宅に戻られて余生を過ごすことが出来るように、①医療と介護・障害との連携。②制度・サービス利用に関する行政との連携。③在宅で看取る方法や手段など、在宅医療介護の促進に向けた住民への普及啓発。④人材不足や施設不足を解消する為の手段の構築(情報ネットワーク導入等)、様々な観点から検討を進めております。今後も地域の方に向けた講演会なども計画しておりますので、是非ご参加ください。
皆さまと共にこの和を広げ、歳をとっても障害を負っても住みやすいまちづくりの実現に向け邁進してまいります。今後ともよろしくご願ひ申し上げます。
問合せ先 下田メディカルセンター ☎25 2 5 2 5

快国航路



○インバウンド(訪日)観光

まず、行政としてやるべきことはサイン計画です。来訪者にわかりやすい「まち案内」が必要です。道標や案内看板、パンフレット等が多言語対応しているか、行政としてしっかりと整備していかねければなりません。
現在、5月に総合パンフレットの英語版を、そして8月には繁体字版を作成しました。台湾、中国、韓国等の観光客の増加とその推進により、より多言語化の必要性が出てきました。
すべてを一度に、とはいきませんが、優先度、必要度を図りながら検討していきます。インバウンド推進への対応として、宿泊関係、商業、飲食関係の皆様へ提案(お願ひ)があります。
まずは「商品、メニュー、料金の明示、見える化」と「カード対応化」です。

これは外国人のみならず日本人の観光客、若者や転入の皆様からも求められていることです。どのような料理(商品)なのか、どのくらいの量なのかを写真で提示すること、名称や簡単な内容説明を外国語で表示すること、料金を表示することです。
キャッシュレスへの対応としてすべての施設でカード使用を可能にする必要があります。次に「免税店化」です。免税対象も家電やバッグ、衣料品などに加え、食料品や医薬品、化粧品にも拡大しましたので、「爆買」と表される中国人をはじめとした外国人の旺盛な消費意欲を取り込むためにも、免税店化を検討する必要があります。

そして「接客の再研修、再確認」です。2015年観光ランキングにおいて、日本は141か国・地域中、総合9位、「客の待遇」項目では第1位とのことです。
ぜひとも、その中で「下田のおもてなし」が最高と評価されるようなまちを作りたいと思います。

下田市長 楠山俊介